

## 令和8年度 障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業 公募要項

本事業の実施にあたり必要な事項を以下のとおり定める。

### 1 事業の目的

本事業は、実用的な支援機器の開発が促進されるよう、障害者等やその支援者、医療福祉専門職等の支援機器の使用者（以下「ニーズ側」という。）と、開発機関や研究者などの支援機器の開発者（以下「シーズ側」という。）のマッチングを図りながら支援機器開発を促進するとともに、製品化された支援機器の特徴や使い方等の情報を整理してユーザーに広く情報発信することにより、利用促進の更なる推進を図ることを目的とする。

### 2 応募の要件

実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及促進に関して知見を有し、日本に登記されている法人格を有する団体（国及び地方公共団体を除く。）とする。

### 3 事業の実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

※内示日もしくは予算の成立が4月1日を超える場合は、いずれか遅い日を事業開始日とする。

### 4 事業内容

以下の（1）及び（2）の内容を実施すること。

#### （1）ニーズ・シーズマッチング強化事業

障害者等の支援機器の開発及び普及を促進する観点から、以下の①及び②に掲げる取組を全て実施すること。

##### ① ニーズとシーズに関する窓口設置と相談対応

事業実施期間を通じて、ニーズ側とシーズ側の要望に応じ、相談やその他必要な支援を隨時行うこと。具体的には、ニーズ側とシーズ側のマッチング、支援機器の開発や評価に協力が可能な施設等の紹介、障害者自立支援機器等開発促進事業等の開発補助に関する情報提供や助言等を行うこと。

ただし、相談対応をした内容は、その後の相談対応に活用できるよう、事例ごとにニーズ側とシーズ側の観点で隨時集約すること。

##### ② 開発・普及を促進するための交流会開催

ア. 交流会の開催場所、期間

交流会は、参加者の参集しやすい場所にて、2日間以上開催すること。開催にあたっては、障害者等の参加を考慮して、会場内外の環境調整や支援体制等ハード・ソフト面の配慮を十分に行うこと。

#### イ. 交流会の開催方法

対面での開催を原則とする。ただし、交流会に参加できない者に対する配慮のため、HP等で交流会に出展した機器の情報やセミナー配信等を行うこと。

#### ウ. 障害者自立支援機器等開発促進事業との連携

交流会では、当該年度を含む障害者自立支援機器等開発促進事業により開発された支援機器（開発途中の支援機器を含む）の一般公開の場を設けること。

### （2） 支援機器普及啓発促進事業

障害者等が真に必要とする製品を選択し、適切に使用できるよう機器の特徴や使い方等を普及・周知することによる支援機器の活用の加速及び、日常生活の中から地域の潜在ニーズを発掘することによる、支援機器の開発の促進を図る観点から、次の①から④に掲げる取組を全て行うこと。

#### ① 地域の支援ネットワークの構築

地域の関係各所が繋がり、障害者の課題に応じて連携する支援ネットワーク（以下「支援ネットワーク」という。）を、構築すること。

その際、支援ネットワークには、下図のような、地域の支援機器の開発及び普及に係る障害者、支援者、有識者等をはじめ、行政関係者や産業振興団体、開発機関等との連携を促し、障害者等が自身のやりたいことを支援する機器を選択し、適切に活用できる支援機器を活用できるよう体制を構築すること。なお、支援機器の開発においては、地域生活の中で課題を抱える障害者等やその支援者を中心としたインクルーシブな開発支援を進められる体制を構築することが望ましい。

また、既に構築されている地域の支援ネットワークについても、更なる拡大、強化のための支援を行うこと。なお、支援ネットワーク構築にあたり、支援ネットワークの構築や推進に関して知見を有する有識者の助言を得ることが望ましい。

#### ② 支援ネットワークの活動支援

##### ア. 支援ネットワークの役割

支援ネットワークは、以下に示す役割を担うことができる、または、その可能性のあるものとすること。

また、一つの支援ネットワークで役割を満たせない場合、いくつかの支援ネットワークが協働して支援できる体制構築を支援すること。



図：地域の支援ネットワークにて連携する機関及び団体等

#### 【支援ネットワークの役割】

- ・障害者等の支援機器に関する相談窓口を設置する。
- ・障害者等が生活上で使えるような支援機器の適合調整ができる。
- ・障害者等のための支援機器の展示及び貸出を行う。
- ・地域の関係各所と連携し、障害者の状況に応じた段階的かつ重層的な支援を行う。
- ・支援機器の普及及び開発に関連する研修等を実施する。
- ・地域特有の潜在ニーズの発掘並びに支援機器使用による改良点等を開発機関にフィードバックするなど新たな支援機器の開発につなげる。

#### イ. 支援ネットワークの活動促進とその支援

支援ネットワークが役割及び目標を遂行できるよう、支援機器に関する相談対応及び機器の適合・調整を実施する者の派遣、調整に係る費用、支援機器の購入や維持管理、レンタル等の費用、支援機器普及・開発のための地域研修会や地域の機器展示会等の開催に関する支援を行う。

また、支援ネットワークの活動促進のため、②ア. の役割に応じた目標を設定し、そのための支援を実施すること。

#### 【支援ネットワークの目標例】

- ・障害者等の支援機器に関する相談窓口を1つ以上設置すること。
- ・障害者等が支援機器を生活上で使えるような機器の適合調整を年10件以上実施すること。
- ・障害者等のための支援機器の展示場を一か所以上設置し、隨時機器の貸出を行う体制を備えること。
- ・地域の関係各所と連携し、障害者等の状況に応じた段階的かつ重層的な支援を行うための体制マニュアルを備えていること。
- ・支援機器の普及及び開発に関連する研修等を年2回以上実施すること。
- ・地域特有の潜在ニーズの発掘並びに機器使用による改良点等を新たな支援

機器の開発につなげるための研修もしくは企業と連携した機 器開発を年  
1回以上実施すること。

③ 全国の支援ネットワーク間の連携促進

全国どこにいても障害者等が真に必要とする製品を適切に使用できるような支援が受けられるよう、支援ネットワーク同士が相互に機能を補完し、質の高い支援を提供できるよう働きかけること。

また、近隣の支援ネットワークが参集して情報共有や研修等の機会を設けることを促進するとともに、支援ネットワークに所属する支援者向けの情報交換並びに連携促進を目的とした協議の場を提供すること。前述の研修等の実施にあたっては、（1）②の交流会とあわせて行うことも差し支えない。

④ 事業の周知

事業実施により得られた好事例や知見、困難事例の対応例等を集約し、関連するホームページ等に掲載することにより、事業の周知を図ること。

## 5 補助基準額及び補助率

（1）補助基準額

37,000千円以内とする。

（2）補助率

補助基準額の10／10とする。

## 6 対象経費

事業の実施に必要な、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費。

賃金、謝金、旅費の経費の算出にあたっては、開発機関の内規等に基づくこと。内規等がない場合においては、賃金は地域の実情等、謝金及び旅費は国の基準等を参考として経費を算出し、経費算出にあたっての合理的理由を記した理由書を添付すること。

なお、機械器具等の物品の購入費用は、原則として、リースが困難な事情又はリースでは著しく不経済となる事情を有する機器に限るものとする。

また、備品購入費のうち、パソコン等の汎用性の高い機器の購入費用については、原則対象外とする。

## 7 提出書類及び提出方法

		提出書類名	様式	提出方法
事業実施に係る書類	①	令和8年度障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業への応募について	(様式1)	電子メール ファイル名を「(団体名) 提出書類名」(各様式名の冒頭に団体名を追記する。)に変更のうえ、電子メール件名を「(団体名) 障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業応募について」として以下アドレスに送付すること。
	②	事業計画書	(様式2)	
	③	事業実施体制	(様式3)	
	④	所要額内訳書	(様式4)	
	⑤	賃金、謝金及び旅費等の支給基準（法人の内規）		
法人の概要、活動状況に係る書類	⑥	定款又は寄附行為		
	⑦	役員名簿	(様式5)	
	⑧	法人の概況書	(様式6)	
	⑨	理事会等で承認を得た直近の事業報告書※		
	⑩	チェックリスト	(様式7)	

※ データ量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋でも可。

## 8 提出期限

令和8年2月19日（木）17:00 必着

※ 提出期限を経過して届いた応募書類については受け付けないので、提出期限を厳守すること。また、提出した書類は返却しない。

## 9 採択方法

実施団体については、評価委員会における審査を踏まえて、予算の範囲内で決定する。

## 10 その他

その他関連事項については、別途定める実施要綱や障害者総合支援事業費補助金（民間団体実施分）交付要綱によるものとし、事業の実施にあたっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室と密に連携をとること。

## 11 本事業に係る照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室障害者支援機器係

電話：03-5253-1111（内線 3088、3071）

メールアドレス：[syoutai@mhlw.go.jp](mailto:syoutai@mhlw.go.jp)

※ メールにて問い合わせの際は、件名は「(障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業の応募について」とすること。